



霞ヶ浦流域内の排水規制が強化されます



～ 霞ヶ浦流域で事業を営む皆様へ～

「霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」から「霞ヶ浦水質保全条例」へ

県では、平成 18 年度に策定した霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第 5 期）で掲げる長期ビジョンである「泳げる霞ヶ浦・遊べる河川」を達成するため、「霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」を全面的に改正（平成 19 年 10 月 1 日施行）し、流域の全てに渡り、適切な排水処理をお願いする「垂れ流しゼロ」を目指すこととしました。その一つとして、流域内で事業を営む皆様にも、次のようなご協力をいただくこととなりますので、ご理解をお願いいたします。

排水基準が適用される範囲が拡大されます

これまで排水基準（違反は罰則の対象）は 1 日の平均排水量が 20 m³以上の工場・事業場に適用されていましたが、1 日の平均排水量が 10 m³以上の工場・事業場まで適用範囲が拡大されます（条例施行から 3 年間の猶予期間があります）。

【 日平均排水量 10 m³以上 20 m³未満の工場・事業場に適用する排水基準 】

単位：mg/							
BOD		COD		SS		窒素	りん
日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大
20	25	20	25	30	40	45	6

* 窒素及びりんについて、下水道終末処理施設、し尿施設及びし尿浄化槽にあたっては、上表に関わらず、日間平均値とする。

飲食店等について、届出対象となる範囲が次のように拡大されます

排水基準の適用範囲の拡大にあわせ、届出要件（店舗の総床面積、1 日の給食数等）を引き下げ、届出対象となる店等舗の範囲を拡大しました。

対象業種	届出要件	
	旧	新
① 弁当仕出店又は弁当製造業	総床面積が 240 m ² 以上	総床面積が 120 m ² 以上
② 飲食店（以下のものを除く）	総床面積が 280 m ² 以上	総床面積が 100 m ² 以上
③ そば店、うどん店、すし店等	総床面積が 420 m ² 以上	総床面積が 150 m ² 以上
④ 料亭、バー、キャバレー等	総床面積が 1,000 m ² 以上	総床面積が 360 m ² 以上
⑤ 健康増進法で定める特定給食施設	総床面積が 500 m ² 以上又は 1 日 1,000 食以上の食事を供給	総床面積が 500 m ² 以上又は 1 日 300 食以上の食事を供給
⑥ 浄化槽	201 人槽以上	51 人槽以上

* 条例施行時にすでにあつたこれらの施設に対する排水基準の適用は、3 年の猶予期間があります。

* 総床面積には、厨房施設や客席など、営業に使われている建物内のすべての面積が含まれます。

窒素・リンの排水基準の既設区分を廃止します

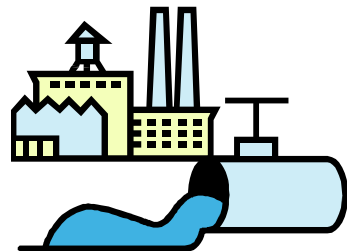
茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例制定時にすでにあった工場・事業場に適用している排水基準を廃止し、新設基準に統一します（既設の排水基準から新設の排水基準への移行には、条例施行から3年間の猶予期間を設けます。）。

※基準値については業種によって異なりますのでお問い合わせください。

排水基準の適用とならない小規模事業所の規制も強化します

◎霞ヶ浦の一層の浄化を図るため、全ての事業所に対し、日平均排水量10m³以上20m³未満の工場・事業場に適用される排水基準と同水準の排水水質を遵守するよう義務付けます。

◎小規模事業の排水水質については罰則の対象とはなりません。必要がある場合は排水の適正化について指導又は勧告を行います。勧告に従わないときは、その旨を公表できることとしました。



その他

茨城県生活環境の保全に関する条例に準じて、罰金の金額を引き上げます。

（罰金の例）

事 例	罰 則 内 容	
	旧	新
指定施設の構造等改善命令違反	10万円以下の罰金	50万円以下の罰金
排水基準違反	10万円以下の罰金	30万円以下の罰金 (過失の場合は 20万円以下の罰金)
立ち入り検査拒否等	5万円以下の罰金	20万円以下の罰金

お 問 い 合 わ せ 先

茨城県生活環境部環境対策課水環境室 TEL：029-301-2968 FAX：029-301-2969
茨城県県北地方総合事務所環境保全課 TEL：029-221-3843 FAX：029-228-1725
茨城県鹿行地方総合事務所環境保全課 TEL：0291-33-6056 FAX：0291-33-5638
茨城県県南地方総合事務所環境保全課 TEL：029-822-7048 FAX：029-822-8071
茨城県県西地方総合事務所環境保全課 TEL：0296-24-9127 FAX：0296-24-2254